

○財務省告示第八十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律に定める財務大臣の権限を委任する件（平成十七年財務省告示第百三号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）<u>第百五十条第三項並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十六条第一項及び第二項の規定に基づき、個人情報の保護に係る財務大臣の権限又は事務に属する事項の一部につ</u></p>	<p>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）<u>第百四十七条第三項並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十四条第一項及び第二項の規定に基づき、個人情報の保護に係る財務大臣の権限又は事務に属する事項の一部に</u></p>

いて委任を行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 委任する権限及び委任を受ける職員の官職

法第百五十条第一項の規定により、個人情報保護委員会が財務大臣に、法第二十六条第一項、法第百四十六条第一項、法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、同法第百一条、同法第百三条、同法第百五条、同法第百六条、同法第百八条及び同法第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条に規定する権限を委任した場合においては、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任する。

ついて委任を行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 委任する権限及び委任を受ける職員の官職

法第百四十七条第一項の規定により、個人情報保護委員会が財務大臣に、法第二十六条第一項、法第百四十三条第一項、法第百五十九条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、同法第百一条、同法第百三条、同法第百五条、同法第百六条、同法第百八条及び同法第百九条、第百六十条並びに第百六十一条に規定する権限を委任した場合においては、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任する。

国税庁	財務局（財務支局を含む。）	税関	沖縄地区税関
国税庁長官	財務局長（財務支局にあつては、財務支局長）	税関長	沖縄地区税関長

二 委任の期間

個人情報保護に関する法律施行令第三十  
四条第一項の規定により個人情報保護委員会  
が定めた委任の期間

国税庁	財務局（財務支局を含む。）	税関	沖縄地区税関
国税庁長官	財務局長（財務支局にあつては、財務支局長）	税関長	沖縄地区税関長

二 委任の期間

個人情報保護に関する法律施行令第三十  
二条第一項の規定により個人情報保護委員会  
が定めた委任の期間